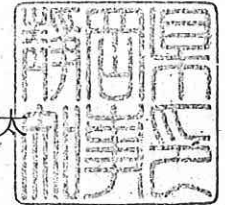




福指第255号
令和5年2月9日

社会福祉法人桜愛会
理事長 酒井 和夫 様

静岡県知事 川勝 平太



保育所「さくら保育園」の施設運営の改善について（勧告）

令和4年12月3日から令和5年2月8日までに貴法人が経営するさくら保育園（以下「園」という。）に対して特別指導監査を実施したところ、園において、下記1のとおり児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項に基づき定められた静岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年3月28日条例第29号。以下「条例」という。）及び同規則（平成25年3月28日規則第14号。以下「規則」という。）に抵触し、改善を要する事実が認められた。

については、法第46条第3項の規定に基づき、下記2のとおり運営の改善について勧告する。

なお、改善勧告については、速やかに理事会において協議の上、改善の措置を講じるとともに、下記3で指定する期日までに、県に対して書面で報告すること。

おって、改善が図られない場合や報告がない場合は、法に基づく改善命令や事業停止命令の措置を執る場合があることをあらかじめ申し添える。

記

1 条例及び規則に抵触する事実

(1) 園で行われていた児童の身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加える行為（身体的虐待）（条例第4条第1項、規則第7条第1号）

ア 児童の頭をバインダーで叩く行為

イ 児童の足をつかみ宙づりにする行為

ウ 感染症への罹患が疑われる児童の体を他の児童に触れさせる行為

(2) 園で行われていた児童に対する心理的外傷を与える対応（心理的虐待）（条例第4条第1項、規則第7条第4号）

ア 児童に対する威圧的な声かけ

イ 児童をトイレに閉じ込める行為

ウ 児童の容姿を揶揄するような蔑称の使用

(3) 児童の人権・人格への配慮等に欠けた行為（不適切な保育）（条例第4条第1項及び規則第44条）

ア 児童の写真を撮影し、児童を揶揄するような加工を行った上、電磁的記録により職員間で共有する行為

イ 必要もなく児童のズボンを下ろす行為

ウ 児童一人一人の食事のペースを考慮せず、時間内に完食させようと無理やり食べさせる行為

2 勧告事項

(1) 虐待等不適切な保育について原因の検証等

園内で行われていた身体的虐待等を含む不適切な保育について、園として事実関係の正確な把握及び発生原因の分析を行い、職員間で認識の共有を図るとともに、今回の事態を生じさせた責任の所在を明らかにすること。

(2) 再発防止に向けた取組の実施

児童の人権・人格を尊重した保育の実施に向け、職員の資質向上のための職員研修の機会を確保するなど、再発防止に向けた具体的な取組を検討の上、継続的に実施していくこと。

(3) 保護者との信頼回復を図るための措置

保護者との信頼回復を図るため、勧告内容及び検討した再発防止策について、保護者に対して書面や説明会等の方法により報告するとともに、再発防止に向けた取組状況についても、定期的に周知すること。

3 報告期限

上記2について、令和5年3月9日（木）までに改善状況の報告を行うこと。

担 当 健康福祉部福祉長寿局
福祉指導課 法人児童指導班
電話番号 054-221-2039